

法務省を名乗るハガキに注意！

【相談事例】

“法務省管轄支局民事訴訟告知センター”というところから、「特定消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」と題されたハガキが届いた。全く身に覚えがないが記載の電話番号に電話したほうがよいか。（60歳・女性）

県消費生活センター
キャラクター“ケロちゃん”



法務省を名乗る架空請求です
ので絶対にハガキ記載の電話
番号に電話しないでください！

トラブル回避策

- ・相手は犯罪者集団です。
- ・絶対にハガキ記載の電話番号には連絡しないでください！
- ・ハガキが送りつけられたら、最寄りの警察署・交番や消費生活センター・消費生活相談窓口へすぐ相談しましょう！
- ・ハガキの無視や即破棄も有効です！

おかしいな・・・と思ったら、局番なしの「188」にすぐ電話！

相談先（消費者ホットライン）〔188（いやや！）〕
最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！

